

2016年10月25日

東京都知事 小池百合子 殿

日本共産党東京都議会議員団

給付型奨学金と学費負担軽減の拡充にむけた提案

日本政府は2012年、中高等教育の無償化を定めた国際人権規約a規約第13条の2項の(b)(c)の留保を撤回しました。東京都もこの立場に立ち、すべての子どもたちの学費の無償化をすすめる方向での充実が求められます。小池知事が、家庭の経済状況が子どもたちの将来の希望を閉ざすことはあってはならないとして、10月4日の都議会本会議で「都立高校や私立高校の実情に応じた都独自の給付型奨学金について、今後速やかに検討を進めてまいります」と述べたことは、この観点からも、また子どもの貧困を解決するためにも重要です。

新しい「都独自の給付型奨学金」を都民の願いに応えるものにするとともに、現在高校生に対して行われている国の就学支援金や奨学給付金、都独自の私立学校授業料負担軽減補助、貸与制の育英資金などの制度も、都民要望に応えた拡充につながるよう、以下のとおり提案します。

1、都独自の給付型奨学金の実施にあたっては、高校生活の実態に合わせ、所得制限を高く設定するとともに、十分な金額を支給すること

現在の国の奨学給付金は、所得制限が区市町村民税所得割非課税と厳しいため、生活保護の6割程度の所得しかない家庭でも受給できない場合があります。給付額も、最大でも実際にかかる額の半分程度で、不十分です。そのため「部活の道具が買えずにお古を譲ってくれる人を探し回った」「修学旅行に参加しない友人がいた」との声があがっています。小中学校の教育にかかる費用を支援する就学援助は、所得制限を生活保護の1.2倍程度としている区市町村が多く、中学校では約3割の生徒が受給しています。

都独自の給付型奨学金の実施にあたってはこうした状況を考慮して、所得制限を高く設定するとともに、高校生活を送るのに十分な金額を支給することが必要です。

2、私立高校生にたいしては、授業料に加え入学金や施設費なども軽減の対象とし、幅広い階層の負担軽減がすすむよう、支援すること

東京では約6割の高校生が私立高校に通っており、公私格差是正と学費負担軽減

は切実な願いです。私立高校初年度納付金の都内平均額は、入学金25万円、授業料44万円、施設費など21万円、合計90万4千円にもなります。現在は入学金や施設費などの学校納付金には給付型の支援はなく、授業料も都内平均額まで免除となるのは生活保護家庭の生徒にかぎられており、納付金全体を学費として負担軽減してほしいという要望が寄せられています。

3、資格があるのに受給できない生徒のいないよう、簡略な制度設計とすること

現在の高校生への学費支援は、制度によって申請先や時期、必要書類が異なるなど複雑で、手続きができずに受給できない生徒が少なからずいます。奨学金の拡充されることへの期待とともに、手続きがさらに複雑になるのではないかと心配する声もあります。現行制度と新しい奨学金とを合わせて窓口を一本化するなど、簡略な制度設計とすることが必要です。

4、経常費2分の1補助をはじめとする私学助成を堅持・拡充すること

生徒への支援の充実が私立学校の助成額に影響することを懸念する声が上がっています。公教育を安定的に高校生に保障するためには、経常費2分の1補助をはじめとする学校への私学助成も重要であり、堅持・拡充すべきです。

以 上